

令和 3 年度

三島町中期財政計画

計画終期 令和 7 年度

目 次

1 財政構造について	1 頁
2 地方債及び公債費について	
3 実質公債費比率について	
4 年次別計画について	2 頁

[財政推計資料]

年次別計画	4 頁
地方債及び公債費の状況	6 頁
実質公債費比率の状況	7 頁
将来負担比率の推移	8 頁
各種財政指標の推移	9 頁

1 財政構造について

当町の財政は、地方交付税に大きく依存する構造で長年にわたり推移している。令和2年度決算において、地方交付税1,245,612千円のうち普通交付税が1,061,116千円で経常一般財源の81.7%を占める。ここ数年の増額により、財政の硬直度を示す経常収支比率は改善傾向となっているが、普通交付税が減少すれば急激に悪化するものであり、国の動向に大きく左右される構造である。

また極度の人口減少及び高齢化の中、税収の増加を見込むことはできず、財政調整基金をはじめ各種基金からの繰入金により自主財源を確保している。このため、平成29年度以降の実質単年度収支はマイナスで推移しており、実質収支比率が下降傾向となっている。

当町の財政調整基金は、財政危機に備えた積立により平成27年度にはピークの967,053千円となった。それ以降は財源補てんのための取崩分が増加し、令和2年度には728,732千円まで減少したが、標準財政規模比54.9%であり財政規模からみると多い状況である。今後も基金取り崩しによる財政運営が見込まれる。

財政分析指標の動向（決算統計より）

	実質収支比率	経常収支比率	財政力指数
令和2年度	13.1%	87.1%	0.15
令和元年度	15.2%	89.5%	0.15
平成30年度	16.1%	93.0%	0.15

※実質収支比率＝実質収支／標準財政規模

※経常収支比率＝経常経費のうち一般財源分／（経常的収入のうち一般財源分+臨時財政対策債）

※財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額（過去3カ年の平均値を算出）

2 地方債及び公債費について

過疎地域指定の当町では、元利償還金の70%が交付税措置される過疎対策事業債を主な財源として、振興計画及び過疎計画に基づく建設事業等を実施している。また近年は、同じく交付税措置される緊急防災・減災事業債により、防災体制に係る必須事業を実施しているところである。地方債現在高は、近年続いた起債事業により増加傾向であり、令和3年度末の現在高は一般会計で3,783,672千円となる。これに伴い、元利償還金に充てる公債費は、令和4年度は366,923千円、令和5年度以降は4億円以上で推移する。

3 実質公債費比率について

前述のとおり、地方債の元利償還金が増加していくため、実質公債費比率は上昇していく。最も下がった平成29年度の2.8%から令和2年度には4.8%まで上昇した。今後の推計として、建設計画を考慮し毎年度250,000千円の起債、13億円程度の標準財政規模で推移すると想定した場合、令和7年度の実質公債費比率は11.0%前後まで上昇すると推計される。

4 年次別計画について

財政の維持・健全化を図るため、第5次三島町振興計画（前期）と合わせ、令和7年度を計画終期とした年次別計画を作成する。基本方針として、上昇すると想定される実質公債費比率、経常収支比率を注視しながら、歳入の見通しと、歳出における経常的経費、投資的経費のバランスを考慮し、財政規模を抑制していくこととする。そのためには、毎年度の実施計画・建設計画の不断の見直し（振興計画ローリング）により、特に起債を伴う建設事業の必要性、緊急性を十分検討する必要がある。

年次別計画作成の考え方について、主な項目は次のとおりである。

（1）地方税（町税）について

さらなる人口減少と高齢化が想定される中、地方税収入の過大な見込を立てることはできない。令和3年度決算見込では161,327千円であり、160,000千円で推計する。

（2）地方交付税について

普通交付税については、平成30年度の950,992千円から毎年度増額され、デジタル化推進費や臨時経済対策等が追加された令和3年度には1,200,956千円となった。国の動向に左右されることから過大な見込は避けなければならないが、地方債の元利償還金に対する措置額が増大することも考慮し、1,150,000千円から1,180,000千円で推計する。

特別交付税については、除排雪、地方バス、地域おこし協力隊、移住・定住対策、有害鳥獣対策、ケーブルテレビなど実情に応じた各種算定額によって交付されており、令和3年度には183,695千円となったが、特に過大な見込は避けなければならない、100,000千円で推計する。

（3）国庫支出金・県支出金について

補助事業に応じて交付される国・県からの補助金等については毎年度大きく変動している。建設事業等に伴う補助金が大きなものであることを考慮し、歳出における普通建設事業費と概ね連動した推計とする。

（4）繰入金について

各種基金の取り崩しによる繰入金については、財政調整基金のほか公共施設整備基金、まちづくり基金など事業目的に応じた財源のための繰入を行ってきた。今後は増大する公債費の財源として減債基金の取り崩しも想定し、350,000千円から300,000千円で推計する。

（5）地方債について

実質公債費比率の上昇を注視しながら、新たな起債については必要性を十分検討し抑制しなければならない。令和4年度予算においては、過疎対策事業債を2億円以内

に抑え、地方債全体で 250,000 千円以内とする方針で編成を行い、247,200 千円の予算とした。令和 5 年度以降も建設計画の実施のためには起債が必要になると見込まれ、年次別計画においては 250,000 千円で推計するが、その必要性・緊急性または方策案等については十分検討し、毎年度見直しを図る。

(6) 人件費・物件費・維持補修費・補助費等について

人件費については、職員年齢層の変動のほか令和 2 年度からの会計年度任用職員への移行も増加要因となっている。人件費の適正化のためには、事務事業と定員管理計画の連動した見直しが重要となる。現状の体制を考慮し、年次別計画では令和 4 年度予算程度の 500,000 千円で推計する。

物件費については、特に業務委託経費の増大により経常的経費が増加傾向となっている。事務事業の不断の見直しにより節減を図っていくこととし、420,000 千円から 370,000 千円で推計する。

維持補修費については、特に除排雪経費の増加、公共施設の修繕等の増加などの要因により、令和 2 年度決算では 152,867 千円（107% 増）と前年の 2 倍以上に膨らんだ。業務委託や維持修繕の方針については見直しが必要であるが、老朽化していく公共施設の修繕は今後も見込まれるため、年次別計画では 150,000 千円で推計する。

補助費等については、令和 2 年度決算では新型コロナウイルス感染症対策による給付金等の要因により 92.2% 増の 388,084 千円となった。その他、町独自の補助金など臨時の経費についての見直し・節減も求められる。年次別計画においては令和 7 年度に 200,000 千円まで縮減していく推計とする。

(7) 公債費について

起債見込に応じて算出される額で推計している。令和 3 年度の 280,230 千円から令和 7 年度には 443,353 千円まで増加すると推計される。

(8) 積立金について

前年度からの繰越金（実質収支分）の積立を想定して推計しているが、実際には收支決算の状況により変動すると見込まれる。公債費負担の増加に備え、減債基金への積立を見込む。

(9) 普通建設事業費について

毎年度大きく変動している普通建設事業費については、財政全体に影響する大きな要素である。毎年度の建設計画の不断の見直しにより、特に起債を伴う建設事業の必要性・緊急性を十分検討する必要がある。また事業実施に際しては補助事業の活用を推進し、単独事業費をできる限り抑制しなければならない。年次別計画においては、現行の建設計画からみた概算により推計している。